

令和5年6月5日

沼津信用金庫

## 「令和5年6月2日の大雨による災害復旧支援資金」の取扱いについて

このたびの令和5年6月2日の大雨により被災された皆さま方には、謹んでお見舞い申し上げます。

沼津信用金庫は、1日も早い生活再建および事業再建を目的として下記要領にて緊急支援資金の取扱いをいたします。

### 記

#### (1) 融資対象者

令和5年6月2日の大雨により被害を受けた個人および事業者で下記に該当する方

個人 当金庫の営業地区内に居住または勤務する方

事業者 当金庫の営業地区内で事業を営む法人(個人事業者も含む)

#### (2) 資金使途

被災からの生活再建または事業再建にかかる下記の資金

- ① 住宅や店舗、事務所の補修・修理費用
- ② 自家用車、営業車の修理・買換費用
- ③ 家具や電化製品、事業所設備の修理・買換費用
- ④ 事業者における事業再建のための運転資金等

#### (3) 融資限度額

個人 5,000 千円以内

法人 10,000 千円以内

#### (4) 融資期間

最長 10年 (6ヶ月の据置を可とする)

#### (5) 融資利率

個人 固定金利 年 1.000% (保証料含む)

法人 固定金利 年 1.000%

#### (6) 担保・保証人

当金庫所定の方法によります。窓口までご相談ください。

#### (7) 取扱期間

令和5年6月5日(月)～令和5年12月29日(金)

#### (8) ご相談窓口

最寄りの沼津信用金庫本支店、相談センター

#### (9) その他

当金庫の審査基準により審査させていただきます。

審査の結果によりご希望に添えかねる場合があります。あらかじめご了承ください。

以上